

## 最新判決情報

2015 年

[11 月分]

### ○湯～とぴあ事件

#### 知財高裁 H27.11.5 H25(ネ)10037 商標権侵害行為差止等請求控訴事件(高部真規子判長)

昨年 2 月の山梨県の日帰り入浴施設「ラドン健康パレス／湯～とぴあ」(原告)(右上)が、静岡県函南町(被告)が運営する日帰り入浴施設「湯～トピアかなみ」(右下)を商標権侵害として訴え、損害賠償が認められた事件の控訴審判決である。



昨年 2 月の判決紹介の際にコメントしたように、当事務所は地裁判決に極めて批判的であったが、今回の知財高裁判決は、当所の見解をほぼ裏付ける形となった。



やはり「湯～とぴあ」という名称に類する名称の入浴施設が全国にあり、地名やロゴの違いによって非類似の商標として並存登録されている事実を見れば、「湯～とぴあ」部分の識別性が強いとして具体的混同を生ずるおそれはないので、商標権侵害を認めた地裁判決はやはり非難されるべきであろう。

ところで、前日もコメントしたが、被告商標が商標登録第 5692791 号として原告商標とは非類似の商標として並存登録されている点は、知財高裁でもほとんど評価されていない。これは被告(控訴人)が、単に「なお、被告が被告標章について商標登録を申請したところ、何ら問題なく、その登録が認められた。」とだけ主張したからであろうか。

当事者主義、弁論主義の観点からは、被告のこの主張は、商標非類似の理由づけの最後に付記的に主張しただけなので、権利行使の抗弁とは認められなかったからであろうか。

ただし、権利行使の抗弁であっても、被告商標が登録されたのは平成 26 年 8 月 8 日であるので、それまでは商標権の行使ではなく、商標権を侵害していたおそれがある。

確かに、商標権は商標登録によって発生するが、被告は原告からクレームを受けるまでの間、自己の商標として被告商標を使用し、地元住民に馴染まれていたのであるから、それなりのグッドウィルを獲得していたはずであり、これを確認したのが、被告商標が登録された事実であるとする、もっと被告商標の登録の事実が裁判所によって評価されてもよいのではなかろうか。

控訴段階ですでに被告商標は登録されていたのであるから、控訴人が被告商標が登録された、と主張している点について、裁判所から権利行使の抗弁も主張しますか、との釈明があっても然るべきであったろう。

### ○GLLC事件

#### 知財高裁 H27.11.19 H27(行ケ)10111 審決取消請求事件(高部真規子裁判長)

第 16 類ほかを指定商品・指定役務とする本願商標「GLLC／Global Life Learning Center」(右上)が「GLC」の文字を含む 3 件の引用商標(右下ほか)によって拒絶されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。



問題は、本願商標中の中央に配置された「LL」の部分の審決は 1 文字の「L」と解釈して、引用商標に類似すると判断したのであるが、下段の英文字「Global Life Learning Center」の略語を表記デザインにしたことは明らかであり、現実に「GLLC」として取引されている以上、本願商標は「GLLC」と読むべきであろう。

判決もそのように判断して審決を取り消した。



## ○肉ソムリエ事件

### 知財高裁 H27.11.30 H27(行ケ)10152 審決取消請求事件(大鷹一郎裁判長)

第29類「食肉」、第41類「食に関する資格検定試験の実施」ほかを指定した本願商標「肉ソムリエ」(標準文字)が識別性なしとして法3-1-3号により拒絶されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

「ワインソムリエ」などで知られるように、「ソムリエ」とは一定の資格をもった特定の分野における専門的な知識を有する者という意味で広く知られて居り、実際に「日本酒ソムリエ」「コーヒーソムリエ」「野菜ソムリエ」「だしソムリエ」「ハーブソムリエ」等の資格があるようである。

本願の「肉」については、食肉技術専門士協会の認定資格である「食肉技術専門士」があり、これが「肉のソムリエ」「肉ソムリエ」と呼ばれている事実があるようである。

他方、原告の主張では「○○○ソムリエ」との商標登録は200件近くあり、「魚ソムリエ」(第5437853号)、「野菜ソムリエ」(第4957386号)なども第41類で商標登録されている。

確かに、「○○○ソムリエ」の登録例をみると、原告の気持ちもわかるが、これらの中には疑問に思える登録商標がかなりあるようであり、そのことは本願商標「肉ソムリエ」の登録性についても疑問に思えることの証左であり、判決でも、審決を支持し、登録性を否定した。